

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

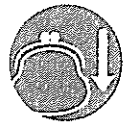
会派・議員名

猪奥 美里

年 月 日	令和3年3月発行				
表題と発行部数	いおくニュース 10000部				
対象者	主に奈良市民				
配布方法	郵送				
発行目的	県議会での取り組みを知っていただくため				
按分率の説明	本会議や委員会の質疑や県政に関するテーマの際は100%				
内容	・県議会本会議、県議会委員会での質疑についてや政務調査の報告				
編集・制作・発送 等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	デザイン費	加来慎太郎	¥55,000		115
	郵送代	日本郵便	¥845,838		116
	印刷・三つ折り	天理時報社	¥179,300		117
	封筒、宛名印刷等	天理時報社	¥722,700	684,886円を充当	118
		合計		¥1,802,838	
備考	添付資料：いおくニュース				



生活費が足りない。 緊急小口資金の特例貸付



休業などで生計が困難な場合、20万円以内を無利子・無保証で貸付、返済期間2年以内。今年3月までに借りた分は、来年3月まで返済据置。

返済免除要件(償還免除)を設定!

返済開始の時に、令和3年度または令和4年度の住民税非課税世帯の場合は返還一括免除。

【窓口】奈良市社会福祉協議会(特別貸付専用お問合せ先)
070-2272-4422 070-2272-4423 070-2272-4424

総合支援資金の特例貸付

生活再建費として月20万円以内(単身世帯は15万円以内)を3ヵ月まで貸付。再貸付が認められた場合、最大9ヵ月(180万円)まで可能。返済据置期間は1年以内。返還期間は10年以内。



再貸付(最大60万円)が認められます!

お急ぎください!再貸付の申込みは今年3月末までです!
※緊急小口資金からの借入をまだ受けてない方で総合支援資金の再貸付を希望される場合は緊急小口資金の申請を行ってください。

【窓口】奈良市社会福祉協議会(特別貸付専用お問合せ先)
070-2272-4422 070-2272-4423 070-2272-4424

生活が困窮している。 生活保護制度



生活に困窮されている場合、住まいや生活、医療や介護などの費用が公的に支出され、どなたでも自由に申請できます。

- ・同居していない親族に相談しないと申請できない、ということはありません。
- ・住むところがない人でも申請できます。
- ・居住用の持ち家は保有が認められる場合があります。
- ・必要な書類が揃ってなくても申請はできます。

扶養照会の運用を見直し。

生活保護の申請をした方の親族に自治体が問い合わせる扶養照会があることで、「家族に知られたくない」と思い申請をためらう方が後を絶たないことから、扶養照会が不要となる対象が見直されました。「10年程度音信不通」「借金を重ねている」「相続などで対立している」など関係不良も照会が不要になります。DVのほか虐待加害者への照会もしないこととなります。

【窓口】奈良市福祉事務所 0742-34-1111

家賃が払えない。 住居確保給付金の特例



収入が減り家賃支払いに困り、住居を失うおそれのある方に、市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を家主に支払う。原則3ヵ月、最長9ヵ月ですが、今年3月までに新規で申し込んだ方は最長12ヵ月まで延長可能。支給が終了した方に対して、3ヵ月の再支給を可能となりました。

【窓口】奈良市くらしとしごとサポートセンター：0120-372-310
コールセンター：0120-23-5572

申請期限 令和3年3月末まで ※収入や預貯金、就職活動に関する要件あり
支給額は世帯の人数によって異なる

雇用・女性・学生等。 雇用調整助成金の特例措置



緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月までは日額上限15,000円・助成率最大10/10、それ以降段階的に縮減。

● 窓口は、都道府県労働局か、最寄りのハローワーク
コールセンター：0120-60-3999



休業支援金・給付金の適用拡大

休業手当が支給されていない方が対象。休業前賃金の80%、日額上限11,000円まで。アルバイト・パート、シフト制の方も可能。大企業でシフト制等の勤務形態で働く人も遡って対象に。※中小企業労働者のシフト制等の場合、一定の条件を満たす必要があります。

- 申請期限は令和2年4～9月の休業(シフト制等の方に限る)と令和2年10～12月の休業については、令和3年3月末まで
- 窓口はコールセンター：0120-221-276



失業手当の支給期間延長

失業手当の支給期間が原則60日延長。

- 窓口はハローワーク

妊娠中の休暇制度を設ける事業主への助成

対象労働者1人あたり有給休暇計5日以上、20日未満の場合は25万円。以降20日ごとに15万円(上限額:100万円)。

- 申請期限令和3年5月末まで。非正規、正規は問わない
- 窓口は、厚労省都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

高等教育の就学支援新制度



全国の3100を超える大学・短大・専門学校が対象。給付型奨学金は学校の担当窓口で申請書類をもらいインターネットでJASSOに申込。授業料減免は学校の担当窓口で申請。新年度の申請は3～4月中に締め切られる場合が多いので各大学等で確認を。

Q&A

お問合せが多かった個人からの相談と回答

◎非正規社員です。会社から仕事を休むように要請がありました。その場合の休業手当は出るのでしょうか。

◎会社に責任のある理由による休業であれば、平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません(非正規含む)。

◎もし検査の結果、陽性だったらどうなりますか。

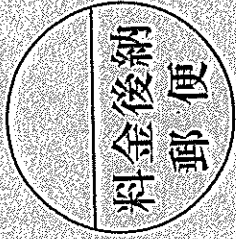
◎被用者保険に加入している方が新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のため勤務に服することができない場合には、他の疾病に罹患している場合と同様に傷病手当が申請できます。直近12ヵ月の平均の標準報酬のおよそ3分の2に相当する金額が日割りで支給されます。

◎収入減少により公共料金の支払いができません。

◎自治体ごとに異なる場合もありますが、経済産業省からの要請により、各社ともに1ヵ月程度の支払い猶予期間を設けています。

◎勤め先が倒産し、賃金が未払です。補償される制度はありますか。

◎倒産により、未払賃金が残っている方を対象に未払賃金の一定額(8割相当)を事業者に代わり国が立替払いをする制度があります。所管の労働基準監督署にご相談ください。



奈良県議会議員
いおく美里

〒631-0817 奈良市西大寺北町1-1-16
岡本ビル 103

TEL 0742-53-1093 FAX 0742-53-1094

令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 猪 奥 美 里

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所奈良市西大寺北町151-3 岡本ビル103号 電話 延べ床面積 27 m ² 0742-53-1093
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 岡本 智喜) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 27 m ² (a) うち政務活動使用面積 13,5 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 13,5/27 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同じ)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同じ)
⑨備考	事務所住所表示 奈良市西大寺北町1丁目1-16

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

店舗賃貸借契約書

賃貸人 岡本 智喜 (以下甲という) と賃借人 猪奥 美里 (以下乙という) との間に次の通り店舗賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結する。

記

第1条 (賃貸借物件)

甲は、次に表示の建物を賃貸し、乙は以下の条項に従い、これを賃借することを約する。

建物の所在：奈良市西大寺北町1丁目151番地3

建物の名称：岡本ビル

種類構造等：鉄筋コンクリート造 3階建のうち1階 103号室

面積：約27.0㎡

契約面積は専用部分 (末尾添付図面の朱線で囲んだ部分)

第2条 (使用目的)

乙は賃借物件を次の目的のみに使用し、それ以外には使用しない。

目的 — 店舗

店舗の名称 —

営業種目 — 県議会議員事務所

取扱品目 —

- 乙は前項に定める使用目的の細目に関して、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 乙は前項に定められた使用目的及び営業種目、取扱品目であっても、他の賃借人との間に問題が生じた場合、又は生じる虞れが有る場合には、その変更等について、甲の調整指示するところに従わなければならない。
- 乙は賃借物件の店舗の名称及び営業種目、取扱品目の変更について、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければその目的を変更できない。
- 乙の賃借物件内には理由の如何を問わず何人といえども宿泊又は居住することはできない。
- 乙は使用目的 (店舗) 以外に使用してはならない。

第3条 (営業時間及び営業方法)

乙は営業にあたって次の基準を遵守しなければならない。

(1) 営業場所は賃貸借物件内に限ること。

(2) 乙は、甲が定める営業時間を遵守しなければならない。

第4条 (賃貸借の期間)

賃貸借期間は平成23年9月19日 (賃貸借期間の始期) より向こう2ヶ年とする。

2. 期間満了の甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前までになんらの申し入れのないときは、期間満了の翌日より起算して更に1ヶ年間更新され、以後この例による。

第5条 (礼金)

乙は本契約締結に伴い礼金として金240,000、一円也を甲に支払うものとする。尚、礼金は乙の入居期間の長短に拘らず一切返還されない
(敷金)

乙は本契約締結に伴い、敷金として金120,000、一円也を甲に支払うものとする。

2. 甲は前項の敷金をこの契約が終了し、乙が明け渡し完了した日から1ヶ月後に乙に返還するものとする。但し、未納の家賃、その他この契約に基づいて、乙が甲に支払うべき金額がある時は、これらの金額を控除した残額を返還するものとする。尚、甲は敷金を乙の滞納債務に充当する義務はないものとする。
3. 敷金には利息を付さないものとする。

第6条 (賃料)

賃料は月額金60,000、一円也とする。

2. 乙は平成23年9月19日から賃料を支払うものとする。

3. 賃料は先払いとし、乙は毎月末日までに翌月分を賃料以外の諸費用と共に、甲の指定する場所に持参し支払うか又は甲の指定する銀行預金口座に振込にて支払うものとする。振込料が必要な場合は乙が負担する。

銀行振込先

No.	銀行 名義	支店	預金 宛
-----	----------	----	---------

4. 乙は本契約が終了し賃借物件を完全に明渡すまで賃料を支払うものとする。

第7条 (共益費その他の諸費用)

乙は専用する設備の使用に要する経費のほかに平成23年9月19日から共益費として、月額金(賃料に含む)円也を甲の計算賦課により毎月末日までに翌月分を前条の賃料に合算して甲に支払うものとする。

2. 乙の賃借物件使用に関連して生ずる賃借物件内の冷暖房費、電気、ガス、水道料、その他専用部分にかかわる諸費用は一切乙の負担とする。
3. 賃借物件に対する経常一般の修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は、甲の負担とする。

第8条 (賃料、諸費用の改訂)

経済情勢、物価指数の変動、公租公課の増徴、経費の増加その他相当の事由があるときは、甲は乙に対し賃料の改訂を申し入れることができる。

2. 第7条に定めた共益費その他の諸費用については、諸経費の増加等やむを得ない事由が生じたときは、甲はいつでもこれを改訂することができる。

6. 差押及び仮差押、競売、破産の申立てを受け、又は破産、民事再生法、会社更生の申立てをなしたとき。
7. 主務官庁より営業取消の処分を受けたとき。
8. 成年被後見人、被保佐人の宣言、懲役又は禁固の刑の確定等があり、甲が本契約の継続を不相当と認めたとき。
9. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
10. その他乙が本契約の各条項（別に定める契約、規約、規則、覚書の各条項を含む）に違反したとき。
11. 賃貸借物件を暴力団の組事務所として使用するに至ったとき、又は暴力団組織の看板代紋等の表示を掲示したとき。
12. 暴力団組織の一員又はそれに類似する団体の構成員若しくは暴力団組織と関係があるとき、又は賃借物件が暴力団のたまり場となって暴力団員が出入して他の賃借人、近隣居住者等に不安を抱かせたり迷惑を及ぼしたとき。
13. 賭博場、競輪、競馬等のノミ行為の取次所の開設、売春、覚せい剤、麻薬の密売その他刑罰法令に触れる行為をしたとき。
14. 賃貸借物件を、政治、宗教、組合運動等の集会又はこれに類する場として使用したとき。
15. その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
16. その他、甲乙間の信頼関係をそこなうことがあったとき。

第14条（賃貸借物件の管理）

乙は、賃借物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するとともに、環境の浄化、各種災害防止等についても万全をはからなければならない。

2. 乙、若しくはその役員、使用人、請負人、顧客、その他の関係者等の故意過失により甲並びに第三者に損害を与えたときは、乙は甲並びに第三者に対し、一切の損害を賠償しなければならない。
3. 乙は賃借物件及び共用部分等につき、災害防止の措置をとるべき個所が生じたときは、速やかにこれを文書により甲に通知しなければならない。この場合、甲において必要と認めたとき遅延なく所要の指示または措置するものとする。

第15条（改造・補修）

甲が本件建物の全部または一部の改造、共用部分の改修を必要と認めこの工事が施行するときは乙は異議なくこれを承諾するものとする。

2. 前項の工事により乙の営業が中断し、或いは顧客等が減少すること等があっても乙は甲に対し、これに基づく損害の賠償を請求しないものとする。

第16条（毀損損害賠償）

乙又はその使用人その他が賃借物件を毀損したときは、乙は甲に通知し、甲が蒙った損害を賠償しなければならない。

第17条 (立入検査)

建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他のために、甲又はその使用人もしくは甲の指示を受けた者は必要時賃貸物件内に立入り又はその内外を検分することができる。

必要ある場合甲は乙に適宜の処置を求めることができ、乙は遅滞なくこれに応じなければならない。

第18条 (免責事項)

つきにかかげる各号の損害に対して甲はその責任に任じない。

2. 天災、地変、火災、並びに不可抗力による損害
3. 他の賃借人、来店者等に関連して発生した一切の事故による損害。
4. 甲が設置した設備物件の操作もしくは使用中に生じた損害のうち、甲の責に帰すことのできないものもしくは不可抗力によるもの。
5. 乙が第14条第3項に定めた通知を怠ったために乙に生じた損害。

第19条 (契約の消滅)

天災、地変、類焼、その他、甲の責に帰すことのできない事由により賃貸借物件の大部分が滅失または毀損し、本契約を履行することが不可能、若しくは著しく困難になったときは、本契約は当然に終了する。

2. 前項により、乙が蒙った損害については、甲はなんらの責を負わず、乙は甲に対し金銭その他の請求を一切しないこと。又、乙は故意過失等、その理由を問わず、本件建物及び甲に損害を与えた場合には、当然、甲は受領済の礼金並びに賃料等を乙に一切返還しないものとする。

第20条 (解約の手續)

甲又は乙の都合で本契約を解除しようとするときは、甲はその6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに、相手方に対してその旨を書面にて予告しなければならない。但し乙はこの予告に変えて、3ヶ月分の賃料に相当する金額を甲に支払い直ちに解約することができる。

第21条 (賃貸借物件の明渡し)

本契約が終了したときは乙は賃借物件を自費で原状に回復して甲に明渡さなければならない。

2. 乙は明渡しに際し自己の所有物件を全部収去し、原状に復し明渡すものとする。

乙の明渡しの後賃貸借物件内に残存している物（造作設備を含む）について、乙はその所有権を放棄し、甲の自由な処分にゆだねることを承諾する。

3. 乙は明渡しに際しその事由もしくは名目の如何に拘らず、甲に対し移転料、立退料、補償金、造作費、賃借物件について支出した費用の償還等これに類する一切の請求をすることができない。

4. 乙が契約終了後賃借物件の明渡しを遅滞するときは、乙は以後明渡し完了までの賃料並びに諸費用の2倍相当額の明渡し遅延損害金を甲に払うことは勿論、その他の損害をも賠償しなければならない。

第22条 (公共事業による収用等)

賃借物件の全部又は一部が公共事業のため買上げ、収用又は使用された場合、乙は本契約が当然終了することを承諾する。この場合乙は、各目の如何を問わず甲に対し金員等の請求をすることができない。

第23条 (延滞料)

乙が第6条の賃料及び第7条の共益費その他の諸費用の支払いを怠ったとき、日歩4銭の延滞料を甲に支払わなければならない。

第24条 (届出義務)

乙は、賃借物件における営業の責任者、又はそれに代る者の氏名、住所、電話等を甲に報告しなければならない。又、その異動があつたときも同様とする。

2. 乙は次の各項に該当するときは、甲の同意を得るものとする。

- (1) 乙は、氏名、住所、商号、代表者、印鑑を変更したとき。
- (2) 乙が法人の場合、合併、組織変更したとき、若しくは株主、資本構成に重大な変更を生じたとき。

第25条 (苦情) 騒音

乙は、賃借物件使用に対して他の賃借人、並びに近隣、第三者の迷惑にならぬ様、十分考慮の上注意して営業を行うものとする。万一、苦情の申し出があつたとき、乙の責任においてすみやかに善処解決し、その結果を甲に報告しなければならない。(特に騒音、臭気に対して注意すること。)

第26条 (連帯保証人)

乙は、甲の承諾する連帯保証人(以下丙という)を立てなければならない。

2. 丙は乙と連帯して、甲に対し本契約にもとづく債務履行の責に任ずる。
3. 丙が法人である場合、その代表者に変更があつたときは乙は直ちに甲に対しその旨を届出なければならない。
4. 本契約更新の場合においても丙は引続き連帯保証人の責に任ずる。
但し甲乙の申し出により甲が新連帯保証人を承認した場合はこの限りでない。
5. 丙の財産等に変更を生じたため甲が不適當認めるときは、乙は異議なく甲の承認する他の連帯保証人を立てなければならない。

第27条 (不動産取得税)

不動産取得税のうち乙の内装設備によって増加した建物の価格分については乙の負担とする。

2. 甲が前項の税負担額を確定するために、乙は甲の指示にもとづき当該工事費の支出に関する課税に必要な書類を甲に提出しなければならない。

第28条 (固定資産税)

甲は建物の躯体、基本設備、機械装置、機具等に対して賦課される固定資産税を負担するものとする。

2. 乙は乙の内装設備、器具、什器等に対して賦課される固定資産税を負担するものとする。

第29条 (他の賃貸各室の契約)

乙は本件建物の賃貸各室の賃貸借契約の締結時期、賃貸借期間の始期及び他の賃借人の使用目的等について、甲に対し異議を申し立てないものとする。

第30条 (履行に関する細目)

乙は別の定める建物管理規則が本契約の附属契約であることを承認し不知不読その他の理由をもって免責の主張をしないことを確約する。

第31条 (契約に関する疑義の解決等)

本契約の条項の解釈適用について疑義を生じた場合、またはこの契約に定めのない事項で解決を要する問題を生じた場合は、奈良地方における店舗ビル賃貸借の慣行等に従い甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

2. 乙は賃料不払その他本契約によって紛争が生じた場合、乙は甲がその解決のため支出した弁護士費用及び実費を負担することを承諾する。

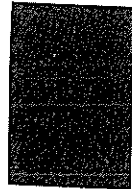
第32条 (裁判管轄)

本契約に関する訴訟については、甲の所在地の裁判所の所轄裁判所とすることを乙は同意した。

特約条項

- 1、賃貸借物件の内装工事は賃借人の負担で行い、不燃材料を使用するものとする。
- 1、賃借人は賃貸借契約解除の際、賃借物件を原状に復元する費用を負担する。
- 1、賃借人は賃借人の負担に於いて店舗総合保険に加入するものとする。
- 1、経常一般の修理は賃借人の負担とする。
- 1、賃貸借物件は、現状有姿のままで賃貸するものとする。
- 1、賃借人は賃借人の顧客等の自転車、バイク等を賃借人の責任に於いて管理する。
万一、自転車・バイク等を置くことにより他の賃借人及び近隣より苦情の申し出
があれば賃借人の責任に於いて善処解決し、賃貸人に一切迷惑を掛けないものと
する。
- 1、賃借人は、毎月水道料金を家賃と共に賃貸人に支払う。
- 1、エアコン・キッチン・トイレ等の設備維持管理・交換は、賃借人費用負担で行う
ものとする。
- 1、ガス設備なし、使用する場合は賃借人負担とする。
- 1、賃貸借物件の東側駐車場に、賃借人の顧客等駐停車は、厳禁とする。

以上



令和2年1月吉日

駐車場番号 1. 2. 11番

猪奥 美里 様

管理会社・駐車場名称変更のお知らせとお願い

拝啓 益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

さて、現在貴殿に月極駐車場賃貸借契約して頂いております、西大寺北町1丁目6番地【岩井モータープール】月極駐車場について、岩井 堂子（以下「旧賃貸人」という）様より株式会社丸和不動産（以下「新賃貸人」という）に令和元年12月23日付で賃貸権を譲渡されました。新賃貸人は、旧賃貸人と貴殿との月極駐車場賃貸借契約を継承しました。駐車場管理に関しましては、2月1日より株式会社 丸和不動産で行います。

今後の賃料等は新賃貸人の管理会社である弊社（株式会社丸和不動産）が管理業務を行う事となりましたので、ご通知申し上げます。賃貸人変更に伴い、駐車場の名称を

【岩井モータープール】より【ノースウエストパーキング】に変更させていただきます。

つきましては、別紙賃料等のお支払についての各事項をご確認お願い申し上げます。ご不明な点が御座いましたらご連絡くださいませ。

敬具

【貸主・管理会社】

奈良市西大寺本町1番6号

株式会社丸和不動産
賃貸管理課

管理変更・貸主変更問合せダイヤル 0742-36-0002

管理変更後の連絡先 0742-36-0002

【旧貸主】

奈良市学園緑ヶ丘1-7-1

岩井 堂子

No. 1

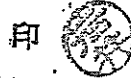
月極め駐車場契約書

今般、岩井 堂子 (以下甲と称する) と (以下乙と称する) とは、
甲の経営する下記有料駐車場内に乙の使用する自動車の日極め駐車を次の通り契約する。

所在地	奈良市西大寺北町1丁目6番地
名称	岩井モータープール
駐車料金	月額・8000円 保証金・8000円 (解約時返金なし) 管理手数料・8000円 (初回のみ)
支払い方法	前月の25～末日に、下記所定の銀行へ振り込み (先払い) 中途半端な日にちにお振込みを頂くのではなく必ず厳守
駐車料金振込み先	りそな銀行・ 岩井 堂子 (イワイ タカコ)

平成29年3月8日

貸貸人 (甲) 住所: 奈良市西大寺北町1丁目6番地
氏名: 岩井 堂子



貸借人 (乙) 住所: 奈良市西大寺北町1丁目16

氏名: 猪俣 美里

電話 (携帯) 0742-53-1093

仲介人 住所: [Redacted]
氏名: [Redacted]

担当: [Redacted]

TEL: [Redacted]
FAX: [Redacted]

102

月極め駐車場契約書

今般、岩井 堂子 (以下甲と称する) と (以下乙と称する) とは、
甲の経営する下記有料駐車場内に乙の使用する自動車の月極め駐車を次の通り契約する。

所在地	奈良市西大寺北町1丁目6番地
名称	岩井モータープール
駐車料金	月額・8000円 保証金・8000円 (解約時返金なし) 管理手数料・8000円 (初回のみ)
支払い方法	前月の25～末日に、下記所定の銀行へ振り込み (先払い) 中途半端な日にもにお振込みを頂くのではなく必ず厳守
駐車料金振込み先	りそな銀行 [REDACTED] 岩井 堂子 (イワイ タカコ)

平成 29年 3月 3日

貸貸人 (甲) 住所: 奈良市西大寺北町1丁目6番地
氏名: 岩井 堂子



貸借人 (乙) 住所: 奈良市西大寺北町1丁目1-16

氏名: 猪奥美里 [REDACTED]

電話 (携帯) 0742-53-1093

仲介人 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]

担当: [REDACTED]

TEL: [REDACTED]
FAX: [REDACTED]

11611

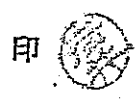
月極め駐車場契約書

今般、岩井 堂子 (以下甲と称する) と (以下乙と称する) とは、
甲の経営する下記有料駐車場内に乙の使用する自動車の月極め駐車を次の通り契約する。

所在地	奈良市西大寺北町1丁目6番地
名称	岩井モータープール
駐車料金	月額・8000円 保証金・8000円 (解約時返金なし) 管理手数料・8000円 (初回のみ)
支払い方法	前月の25～末日に、下記所定の銀行へ振り込み (先払い) 中途半端な日にお振込みを頂くのではなく必ず厳守
駐車料金振込み先	りそな銀行・ 岩井 堂子 (イワイ タカコ)

平成29年3月31日

貸貸人 (甲) 住所: 奈良市西大寺北町1丁目6番地
氏名: 岩井 堂子



賃借人 (乙) 住所: 奈良市西大寺北町1丁目16

氏名: 加藤 美里

電話 (携帯) 0742-53-1093

仲介人 住所: [Redacted]
氏名: [Redacted]

担当: [Redacted]

TEL: [Redacted]
FAX: [Redacted]

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 猪 奥 美 里

①雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③雇用期間	令和2年 4月 1日～令和3年 3月 31日			
④職務内容	政務活動に関する補助			
⑤給料(賃金)	140,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)			
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 猪 奥 美 里

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和2年 4月 1日～令和3年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理、補助作業等	
⑤給料(賃金)	850円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]		[Redacted]
現住所	[Redacted]	電	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 2年 4 月 1 日から 令和 3年 3 月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	奈良市西大寺北町1丁目1-16 岡本ビル103号		
仕事内容	政務活動に関する補助等		
就業時間 (休憩時間)	9:30~17:30 (休憩1時間)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆 <u>その他</u> ()		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 850 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月末日) 賃金支払日 (毎月1日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和 2年 4月 1 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">雇用者 猪奥 美里</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 [Redacted]</div> </div>			

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

奈良労働局

※取扱庁番号

00075491

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計 0847

厚生労働省
所管 6118

※令和 02 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 号	※CD	※証券受領
29101021988-000	29	101	021988	-000	9	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) (元号:平成は7、令和は9)

令和 9 - 2 平成 9 - 2

納付の目的

1. 令和
 年度
 期
(金納又は1期)

2. 平成
 年度
 期
確定

※収納区分

※課税区分

※内証券受領

円

(住所) 〒631-0817 奈良市
 西大寺北町
 1-1-16
 岡本ビル103号
 (氏名) いおく美里事務所
 猪俣 美里

08-E004199 AA1A29R006681#
 29101021988-000 0006681 E

内 訳	労働 保険料	十 億	千	百	十 万	千	百	十 円
	一般 拠出金	十 億	千	百	十 万	千	百	十 円
納付額 (合計額)		十 億	千	百	十 万	千	百	十 円
					¥31			843

あて先
〒630-8570
奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎
奈良労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

出納(4)
2.7.29
南都・学園前
(納付者様)

納付の場所
日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

08 E 006681
08-E004199
AA1A29R-006681#

事業主控

年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 4jymxro2
労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 修正項目番号 入力設定コード

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産案分類
01 111 9416 93

①労働保険番号
29101021988-000

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由
④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

確定保険料算定内訳
算定期間 平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで
⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料一般拠出率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

概算・増加概算保険料算定内訳
算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
⑪区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)
⑰延納の申請 納付回数

申告済概算保険料額 19,092 円
⑱申告済概算保険料額
⑲増加概算保険料額
⑳法人番号

⑳加入している労働保険 (イ)労災保険 (ロ)雇用保険 ㉑特掲事業 (イ)該当する (ロ)該当しない
㉒期別納付額
㉓事業又は作業の種類 議員事務所
㉔保険関係成立年月日
㉕事業廃止等理由
㉖所在地 (イ)所在地 (ロ)名称 29-1-01 021988-000 E
㉗事業主 (イ)住所(男性労働者) 奈良市西大寺北町1-1-16 同本ビル103号 (ロ)名称 奈良県議会議員 小美里事務所 (ハ)氏名(代表者のとき) 猪奥美里

石綿健康被害救済法による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金

石綿健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金

⑧⑩⑫⑬⑭の(ロ)欄の金額の前に「〒」記号を付さないで下さい。

源泉徴収金
領収証

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(号)

給 領 収 証 書

32399

令和 年 月 日

奈良

税務署

00036410

110

01224281

区分	令和 年 月 日	人 員	支 給 額	税 額
給与所得	12/1/2016 ~ 12/31/2016	12	131825	16080
退職所得				
賞与所得				
雑所得				
雑損失				
雑所得				
雑損失				

納期等の区分

令和 年 月 日

目 12/01

届 12/06

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領

合 印

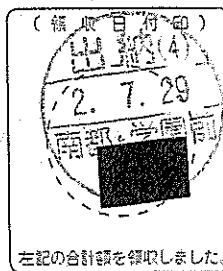
印 用 印

住所 631-0817 (電話番号 - -)
奈良市西大寺北町1丁目
1 16-103

氏名 猪俣 美里 (印)

摘要

年末調整による 不足税額	
年末調整による 超過税額	△
本 税	16080
延 滞 税	
合計額	16080



◎日本銀行(本店・支店・代理店・輸入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかを確認してください。

左記の合計額を徴収しました。

03401 110 01224281

取納金 領收証書

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(等)

領 収 証 書

32391

令和 年度

納 税 者 名
ナラ

税 務 番 号
00036410

税 務 署 役 所 別
110

納 税 票 番 号
01224281

納税種別	支払年月日		人 員	徴収額				納税額						
	年	月		千	百	十	円	千	百	十	円			
給与所得	02	07	01	~	12	28	14	14	22	47	9	22	30	0
退職所得														
雑所得														
雑所得														
雑所得														
雑所得														
雑所得														
雑所得														
雑所得														

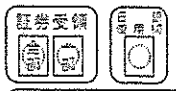
納期等の区分

令和 年 月

0 = 0 / 7

0 > 1 / 2

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税



行 名

住所 (〒) (電話番号)

ナラシ サイタ"イ"キタマチ 1-1-16-103

氏 名 (印)

イネク ミサト

商 標

年末調整による
不足税額

年末調整による
超過税額

本 税

延 滞 税

合 計 額

(領収日付印)

納(0)

8.1.20

南郷・富井

左記の合計額を領収しました。

2-03401-01224281 1 (ZC-02883) H

◎日本銀行(本店・支店・代理店・納入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。